

主な内容

- 2面 会長あいさつ、論説
- 3面 当面の問題シリーズ148
- 4～5面 税制改正に関する合同セミナー(要旨)
- 6面 国会議員が税務支援を視察

# 東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3階

電話 03(3356)4479

【URL】https://t-zeisei.jp



編集発行人 森下 基樹  
広報委員長

## 合同セミナーを開催

### 中里実東大名譽教授が基調講演

2月6日、本連盟は東京税理士会との共催で、衆議院第一議員会館において、税制改正に関する合同セミナーを開催した。

足達信一東京税理士会会長あいさつ後、第一部は中里実東東京大学名誉教授(前政府税制調査会会長)が「二つの税制調査会」をテーマに基調講演を行った。



中里実東大名譽教授

同教授は、与党税制調査会と政府税制調査会の役割分担を「政治的利害の調整」と「理論的方向性の提示」と説明し、現場の意見を税制改正プロセスに反映させることが重要であると指摘した。その上で、専門家集団としての税理士会や税理士政治連盟の活動を評価した。

第二部は「令和6年度税制改正大綱を読む」と題して、平将明衆議院議員、木原誠二衆議院議員、大畑智宏東京会調査研究部長、吉川裕一副会長がパネリスト、湊昭子政策委員長がコ



基調講演を熱心に聞く会員

### 立憲民主党との懇談会開催

本連盟は1月29日、衆議院第一議員会館において、立憲民主党との懇談会を開催した。

この懇談会は、本連盟の税制改正要望と昨年12月に公表された与党・令和6年度税制改正大綱を読み解きながら、今後の国会審議で関連質疑を行ってもらい、



あいさつする長妻議員

本連盟の改正要望の趣旨が活きるよう開催しているものである。

冒頭、名倉会長から要旨のあいさつがあった。昨年はインボイス制度導入に当たり、中小事業者に対する激変緩和措置の導入にご尽力いただき、改めて謝意を申し上げます。

本連盟の要望事項は、昨年12月に公表された与党・令和6年度税制改正大綱の一部が実現したが、本来の趣旨から見ればまだ不十分である。今後の国会審議において立憲民主党議員の質問により、よりよい税制となるようさらにご尽力いただきたい。

自民党の政治資金パーティーに関する不適切な会計処理について、企業で大きな不祥事があればトップが引責辞任するのは当然で、国会議員が会計責任者に全

「デイネーター」としてパネルディスカッションを行った。総論、定額減税、賃上げ促進税制の強化、法人版事業承継税制(特例措置)の承認計画の提出期限延長、記帳水準の向上などを取り上げ議論した。途中、話題になっていった政治資金のことに話が及ぶと巧みな話術に笑いが起こるなど、真剣かつ和やかな雰囲気で行った。

前日の大雪の影響により交通機関の遅延等があったにもかかわらず、約100名の会員が出席し、活発な質疑も行われた。最後に名倉会長から、議員の方々への感謝の言葉があり、盛況のうちに終了した。

4～5面にパネルディスカッション(要旨)を掲載。中小企業団体と懇談会を開催

本連盟は3月21日、中小企業関係団体との懇談会を東京税理士会館において開催した(東京税理士会との共催)。

テーマは第一部「令和6年度税制改正要望について」、第二部「今後の税制改正に関する要望・意見の作成とその実現に向けた活動等について」であった。

出席者からは、法人版事業承継税制の実態アンケートの結果や同制度の今後の改正の方向性、インボイス制度導入の実態アンケートの結果などが報告された。

なお、出席団体は次のとおり。日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、東京都商工会連合会、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会【順不同】

税制改正意見書を議決

東京税理士会は3月19日、理事会(支部長会と合同開催)において、「令和7年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」を議決した。この中では、別掲の3項目が重要な改正要望事項として挙げられている。

本連盟では、政策委員会において、同意見書に基づき、各単位税政連からのアンケート結果も参考に、令和7年度の税制改正に関する要望を検討中である。

#### 重要な改正要望事項

- 消費税の税率を単一税率とし、低所得者に対する給付金の交付措置により逆進性対策を講じること。
- 役員給与に関する課税の適正化を図るため、次の措置を講じること。
  - 役員給与の課税要件を明確化すること。
  - 業績悪化改定事由の要件を緩和すること。
  - 新設法人における定期同額給与の支給開始時期を柔軟化すること。
- 個人の所得税・消費税の確定申告書の申告期限及び納期限を見直すこと。

令和5年分の確定申告を無事に終え、ようやく新年を迎えることができたような気持ちでほっとしている▼さて、我々は税理士としてプライドを持って、些末な支出にも目を配り正しい申告納税のために3月15日まで力を尽くしている。そのような中で世間では「納税ポイコット」という言葉が話題になるとはどういうことなのだろうか▼実はシヤウフ勧告以降守られてきた我が国の申告納税制度に与っている最大の危機が訪れているような気がしてならない。真面目に納税している我々のクライアントが馬鹿を見るような社会にならぬよう、この問題について関心を持ち注視していくべきである。「返すつもりで手は付けていない」のであれば課税はされないという理屈が通らないということ。これは税理士であれば当然の認識であろう。納税者に対し、「そのお金のやり取りは贈与になりますよ」ということを説明するのに苦労したことがある税理士も多いのではないだろうか▼申告納税制度や将来の税理士制度を守るために、我々の活動はより一層重要になる。この後に控える定額減税のような実務のことを何も考慮せぬ政治的判断に振り回されるだけでなく、しっかりと我々の要求が通るような活動は今後もしていかなければならないと心を新たにしたいところである。



# 国会議員は、政治資金の適正な使用を

会長あいさつ 名倉 明彦



第213回通常国会において本年3月28日、所得税法等の一部を改正する法律案等が参議院で可決、成立いたしました。これにより、本連盟が令和6年度税制改

正で要望していた①法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の2年延長、②賃上げ促進税制の税額控除制度について、中小企業においては控除限度超過額を5年間繰越可能とする、③外形標準課税の対象を中小企業には広げない等が正式に法律として成立し、実現することとなりました。これらの要望事項実現のためにご尽力くださいました税政連役員や陳情・

懇談会等で本連盟の要望に耳を傾けてくださった国会議員の方々、さらに本連盟を支えてくださった議員の皆さまに感謝申し上げます。さて国会といえば、自由民主党各派閣僚パーティーに関する政治資金収支報告書への不記載の問題が想起されます。本原稿執筆時点(令和6年4月4日)では、党から処分された議員の動向に心が集まっているようですが、税務の専門家としては、それ以外の観点からいくつか問題を提起せざるを得ません。ひとつには、政治資金収支報告書に記載

のない金銭(政治資金として使用していないもの)については、議員個人の雑所得とみなされることから、所得税としての課税の問題が発生します。また、政治資金収支報告書等の適正性を確保するために登録政治資金監査人が置かれており、税理士や弁護士、公認会計士が全国で約5000名登録されています。ところが皆さまもご承知のとおり、この登録政治資金監査人は、政治資金の支出の額を監査するだけで、使途や収入については監査しないため、適正性を欠くものとなっております。政治と金の

問題は古くて新しい問題であり、その解決のために様々な方策が講じられてきました。が、今までのところ抜本的な解決策にはなっていないのが現状です。

## 東日本六税政連 役員連絡協議会を開催

### 役員連絡協議会を開催

東日本六税政連役員連絡協議会が4月16日、京王プラザホテルにて本連盟が担当として開催された。この会議は、東日本の6つの税政連の役員が、共通する課題について意見・情報交換を行うもので、最近

税理士政治連盟としてあり、全ての国会議員が政治資金を適正に使用し、また適正な納税申告を行うことを期待するものであります。

が9年ぶりに担当するもので、「単位税政連における課題及びその対応策について」をメインテーマに、①組織率向上に向けた取組について、②財務状況についてを個別テーマとした。小林副会長の開会あいさつに続き、名倉会長、来賓の足達東京税理士会会長があいさつした。

第1部は菅原幹事長が進行役を務め、2つの個別テーマについて各税政連がそれぞれの現状等について報告した。第2部は個別テーマについて、坂田副会長がコーディネーターを務め、各税政連から1名が出席し、パネルディスカッションを行った。

協議会の最後に吉川日税政幹事長(本連盟副会長)が講評を行い、無事に終了した。

# 論説

消費税に代表される大型間接税の導入を初めて打ち出したのは大平正芳内閣でした。昭和54年「一般消費税」の導入を閣議決定しましたが、国民の反対に遭い廃案。そして次に中曽根康弘首相が実質的には消費税と同じ効果を持つ「売上税」法案を国会に提出しましたが、これも国民からの反発が強く廃案となりました。

ところが昭和63年12月、多くの国民・中小事業者が反対する中、当時の竹下登内閣が強行採決で消費税の導入を決定しました。早いもので消費税導入より30年以上の月日が流れました。そして昨年10月1日より

り、これまで免税であった事業者には「課税」が取り除かれる可能性の導入を迫る資格請求書等保存方式(以下「インボイス方式」という)が始まりました。事業者は過酷な選択を迫るインボイス方式をどの程度理解しているのでしょうか。排除から逃れ

ないでしょうか。その1つの例として「生命(いのち)だけは平等だ」という哲学の実践を使命とし、医療改革に全力投球した医療法人徳洲会創設者徳田虎雄がいます。

「全国どこでも、医師会が政治家を押さえ、官僚を押さえ、住民を押さえられているから、常に邪魔を

## 政治力は不可能を可能にする

るために「課税」を選択した事業者は経過措置適用期限満了後の消費税の納税額が大きさに驚愕することが予想できます。

私たち政治連盟の使命は、国民のためになる税理士制度と租税制度の実現のために活動することであり、この使命を果たすために「政治力」が必要不可欠とされるのでは

に診てもらえず亡くしたことから「貧乏でもたとえ真夜中でも患者さんを診る医師になる」と決心し、弟の死によって「患者中心の医療」の実践と「生命だけは平等だ」の理念が生まれました。日曜日よりも、正

月も休まず、年中無休24時間オープンです。医師への付け届けは一切受け取らず、健康保険の三割負担も払えない患者には支払を猶予(当初は免除)するといった医療を展開したのでした。

徳田虎雄は言います。「全国どこでも、医師会が政治家を押さえ、官僚を押さえ、住民を押さえられているから、常に邪魔を

々な意見があると思いますが、はっきりとしてい

ることは、政策を実現させるためには政治力が必要であり、その政治力により不可能と思われることも可能になり得るのだという事です。

## 「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。税政連へのご協力をお願いいたします。

Support 2024 1口 5,000円

税政連 サポート募金ご協力をお願いします。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の関係上、個人の税理士の方を対象としております。法人にお勤めの方がお振込をされる場合は個人名をご記入下さいようお願い申し上げます。また、個人の方についても日本国籍を有する方に限定させていただきます。(規正法第21条、第22条の5)

※募金用の郵便振込用紙を同封しております。



講評する吉川日税政幹事長

協議会の最後に吉川日税政幹事長(本連盟副会長)が講評を行い、無事に終了した。

## 税理士職業賠償責任保険

# 契約更新のお知らせ

「2024年度 更新手続きのご案内」を必ずご確認ください

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階

電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907

https://www.zeirishi-hoken.co.jp



## 口座振替の皆様へ

4月上旬 更新手続きのご案内発送

★更新内容を変更される場合は、お知らせください。

【口座振替日: 6月27日(木)】

## 郵便振替の皆様へ

5月上旬 更新手続きのご案内発送

☆更新用の払込取扱票(ゆうちょ銀行)で保険料をお払い込みください。

【保険料払込期限: 6月28日(金)】



# 消費税の単一税率実現のための2つの課題について

## 単一税率を実現してより良い福祉を

1 陳情した議員からの2つの課題  
昨年、ある高名な国会議員に陳情する機会を得た。消費税の単一税率実現について、①軽減税率制度の低所得者層への負担軽減効果が限定的であり、単一税率にした方が福祉・子育てのための財源が充実する、②給付金の交付で低所得者対策をすることは可能である等、縷々説明をし、単一税率実現の陳情をした。

議員の税理士後援会の先生方のお口添えもあり、その議員から、「私は、よく分かりました。」というコメント

上記2つの課題克服のためには、以下の前提をクリアする必要があります。

2 前提：消費税の本質の周知徹底  
現行消費税の本質は、物品やサービスの消費を担税力の指標とし(金子宏「租税法」第24版14頁)、税負担が消費に正比例し用途がほぼ社会福祉・子育てに限定されることにある。

3 前提：「逆進性」という用語との決別  
以下「逆進性」の定義・問題点については、吉村典久「消費税の改正―軽減税率制度とインボイス方式導入の衝撃」(ジュリスト1493号26頁以下)を参照。

「逆進性」とは累進課税の逆、「逆進性対策」とは低所得者対策と同義語と思つて

5 以上を前提に課題その

1の検討  
(1)低所得者対策としての軽減税率と給付の優劣は自明  
日本税理士会連合会令和5年6月22日付「令和6年税制改正建議書について」6頁は、総務省統計局令和4年家計調査を分析の上、「軽減税率による逸失税収額7680億円のうち、低所得者世帯(年収245万円まで)に効果が及ぶ軽減税額は僅か960億円で、残りの6720億円(逸失税収の87%)が低所得者層の福祉・子育て財源から逸失する旨指摘する。

「単一税率及び給付」によれば、この6720億円は福祉等の財源になる。

よって、低所得者対策として、「単一税率・給付」が圧倒的に優れている。しかも、軽減税率の緩和(前掲吉村典久文献26頁及び27頁注)を挙げている。

(1)しかし、②「逆進性」は、上述の重大な問題がある。

(2)「痛税感」は、その意味が不明瞭である上、上記課題その1に充分対応することでは解消され得る。

(3)それ故、軽減税率制度の目的として重要なものは、①の低所得者への配慮、正確には、「低所得者の健康で文化的な生活を営む権利(憲法25条)への配慮」の1つだけである。

「単一税率にすると食料品等も消費税10%になりますが、増収分(上述6720億円)を給付に回すことができ、食料品等も含めてより良い福祉・子育てが実現します。」という趣旨の言葉を明快なキャッチフレーズで示す必要がある。

但し、消費税が福祉・子育てのための目的税である旨の周知徹底、逆進性という誤誘導的用語を使わない、という上記前提が欠ければ、有権者が上記キャッチフレーズを理解・納得することは困難となる。

6 平成28年以降の状況の変化を踏まえ課題その2の検討  
(1)軽減税率導入の平成28年当時、消費税増税に伴う低所得者対策として「給付」が実現可能か否かにつき、学説上鋭い対立があった。

(2)例えば、森信茂樹「税理」(2012年9月号)36頁以下は、当時、イギリス・アメリカ・カナダ等の実例を詳細に研究し、「給付」(ないし給付付き税額控除)による低所得者対策が実現可能であると主張する。

(3)これに対し、当時、上記「給付」(給付付き税額控除)について、「おとぎ話」、「到底不可能、現場の執行を考えない夢の姿でありえない」という学説も有力であった(上記森信文献44頁が引用する税研164号対談)。そのため、政府は、「改善の策」として軽減税率制度を採用したとも解される。

(4)しかし、その後の新型コロナウイルス対応のため、関係官庁(国・都道府県・市区町村)の担当官らは、かかる苦難の時期に奮闘努力し、住民基本台帳・要介護認定・住民税等の情報を活用し、例えば、ワクチン接種の交通費に至るまで、各種「給付」の申請書郵送・審査・給付執行等の確実な実績を積み重ね、マイナンバーカードも顕著に普及と改良を続けている。

よって、現在、「給付による低所得者対策」が実現可能になるまでの「改善の策(上述)」は、憲法25条の趣旨に鑑み、根源的な限界がある。

(政策副委員長 北出容一)

「当面の問題」シリーズ 148

【図解】単一税率実現・より良い福祉を  
課題1 単一税率&給付の長所を国民に周知  
課題2 「給付」は的確にできる方法で実施  
↑ 但し、以下の前提  
①消費税収が消費に比例し、その用途が福祉・子育てに限定される旨周知徹底  
②「逆進性」…誤解を招く用語を避ける

1 陳情した議員からの2つの課題を頂戴した。  
(1)課題その1(要旨)  
単一税率実現のために、上記①の説明(単一税率制度のメリット・軽減税率のデメリット)について、国民の皆様が明瞭に理解できるように、「短いフレーズ」で、端的に説明できる必要がある。  
(2)課題その2(要旨)  
上記②の給付金による低所得者対策は、的確にできなければならない。  
上記2つの課題克服のためには、以下の前提をクリアする必要があります。  
2 前提：消費税の本質の周知徹底  
現行消費税の本質は、物品やサービスの消費を担税力の指標とし(金子宏「租税法」第24版14頁)、税負担が消費に正比例し用途がほぼ社会福祉・子育てに限定されることにある。  
3 前提：「逆進性」という用語との決別  
以下「逆進性」の定義・問題点については、吉村典久「消費税の改正―軽減税率制度とインボイス方式導入の衝撃」(ジュリスト1493号26頁以下)を参照。  
(1)逆進性とは一体何か?  
「逆進性」とは累進課税の逆、「逆進性対策」とは低所得者対策と同義語と思つて  
5 以上を前提に課題その1の検討  
(1)低所得者対策としての軽減税率と給付の優劣は自明  
日本税理士会連合会令和5年6月22日付「令和6年税制改正建議書について」6頁は、総務省統計局令和4年家計調査を分析の上、「軽減税率による逸失税収額7680億円のうち、低所得者世帯(年収245万円まで)に効果が及ぶ軽減税額は僅か960億円で、残りの6720億円(逸失税収の87%)が低所得者層の福祉・子育て財源から逸失する旨指摘する。  
「単一税率及び給付」によれば、この6720億円は福祉等の財源になる。  
よって、低所得者対策として、「単一税率・給付」が圧倒的に優れている。しかも、軽減税率の緩和(前掲吉村典久文献26頁及び27頁注)を挙げている。  
(1)しかし、②「逆進性」は、上述の重大な問題がある。  
(2)「痛税感」は、その意味が不明瞭である上、上記課題その1に充分対応することでは解消され得る。  
(3)それ故、軽減税率制度の目的として重要なものは、①の低所得者への配慮、正確には、「低所得者の健康で文化的な生活を営む権利(憲法25条)への配慮」の1つだけである。  
「単一税率にすると食料品等も消費税10%になりますが、増収分(上述6720億円)を給付に回すことができ、食料品等も含めてより良い福祉・子育てが実現します。」という趣旨の言葉を明快なキャッチフレーズで示す必要がある。  
但し、消費税が福祉・子育てのための目的税である旨の周知徹底、逆進性という誤誘導的用語を使わない、という上記前提が欠ければ、有権者が上記キャッチフレーズを理解・納得することは困難となる。  
6 平成28年以降の状況の変化を踏まえ課題その2の検討  
(1)軽減税率導入の平成28年当時、消費税増税に伴う低所得者対策として「給付」が実現可能か否かにつき、学説上鋭い対立があった。  
(2)例えば、森信茂樹「税理」(2012年9月号)36頁以下は、当時、イギリス・アメリカ・カナダ等の実例を詳細に研究し、「給付」(ないし給付付き税額控除)による低所得者対策が実現可能であると主張する。  
(3)これに対し、当時、上記「給付」(給付付き税額控除)について、「おとぎ話」、「到底不可能、現場の執行を考えない夢の姿でありえない」という学説も有力であった(上記森信文献44頁が引用する税研164号対談)。そのため、政府は、「改善の策」として軽減税率制度を採用したとも解される。  
(4)しかし、その後の新型コロナウイルス対応のため、関係官庁(国・都道府県・市区町村)の担当官らは、かかる苦難の時期に奮闘努力し、住民基本台帳・要介護認定・住民税等の情報を活用し、例えば、ワクチン接種の交通費に至るまで、各種「給付」の申請書郵送・審査・給付執行等の確実な実績を積み重ね、マイナンバーカードも顕著に普及と改良を続けている。  
よって、現在、「給付による低所得者対策」が実現可能になるまでの「改善の策(上述)」は、憲法25条の趣旨に鑑み、根源的な限界がある。  
(政策副委員長 北出容一)

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ!

自由に組み合わせOK!  
導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

6品目以上導入 ▶ 6%OFF  
8品目以上導入 ▶ 8%OFF  
10品目以上導入 ▶ 10%OFF

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい!」こと。  
「価格の安さ」で「達人」に乗り換えていただいたお客様からも、「使いやすい」に高い評価をいただいています。

※ソフト保守料・電話サポート込  
※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp



# 税制改正に関する合同セミナー(要旨)

令和6年2月6日、東京税理士会と共催した合同セミナーのうち、第2部パネルディスカッションの部の要旨を掲載します。

## パネルディスカッション

### 「令和6年度

### 税制改正大綱を読む」

#### パネリスト

- ◇平将明氏(衆議院議員 自由民主党)
- ◇木原誠二氏(衆議院議員 自由民主党)
- ◇大畑智宏氏(東京税理士会 調査研究部長)
- ◇吉川裕一氏(東京税理士政治連盟 副会長)
- ◇コディネーター
- ◇湊昭子氏(東京税理士政治連盟 政策委員長)

■令和6年度税制改正の総論について

湊コディネーター 最初に議員のお二人に自己紹介と令和6年度税制改正の総論をお願いいたします。

平議員 自民党都連で政調会長及び新しい資本主義実行本部事務局長として成長戦略を作成しております。

私が今回特に注力したのはサプライチェーンの強化です。米国のIRA(インフレーション・リダクション・アクト※)の例に倣い、長期的視点に立った税制、補助金を含めた制度を導入しました。経済安全保障の面から、また田安という今の状況からみても、かなり投資が見込め、日本の成長を底上げするのではないかと

新たな枠を設けて対応しておりますし、中小企業にも税額控除は5年間の繰越し制度を創設しています。2つ目は平議員も言及された投資について、米国のIRAと同様の戦略分野国内生産促進税制を創設しました。3つ目は少子化対策のための扶養控除の見直し、住宅向け減税など子育て支援税制の見直しです。4つ目は、事業承継税制も含めた中小企業対策です。一般の税制改正は、経済成長のため、しっかりと実行していきたいと思っています。

■定額減税について

湊 ではこれから討論に入りますが、最初に定額減税について、給付でも定率減税でも良かったのではなにかという議論もあると思いますが、いかがですか。

平 いま国民が感じている閉塞感を賃金上がる時期である春闘の時に所得税減税、住民税減税を実現するという、2段階ロケットで言えば2つのブースターで一気に加速する、タイムリングを得た政策だと思えます。

木原 まず減税か給付かに関しては、効果はどちらも同じだと思います。ただ政策的な意味合いは全く違います。私は財務省の出身ですが、財務省という組織は極端に減税というものを嫌います。税収は増えても、財務省はこれを将来の

投資に費やすことには反対します。その大きな理由は、安定財源ではないからだといいことですが、いくら以上は安定財源ではないという明確な説明もしません。しかし、税収が増えれば国民に還元したり、投資をして新しい政策を実施することが重要です。

今回、その意味で総理にはわざわざ「還元」という言葉を使ってくださいとお願いました。

さらには定額か定率かについては様々な議論があると思いますが、低所得者に手厚くするという意味では定額でよいのではないかと思

います。

湊 定額減税については、吉川副会長のご意見はいかがでしょうか。

吉川副会長 昨年10月半ば過ぎ頃でしょうか、令和6年度税制改正に関する陳情を行っている最中に定額減税の話が出てきて、自民税調の方々へ尋ねたら、官邸が決めているから知らないとの回答でした。

私のこれまでの経験から言うと、税制改正の流れが若干変わってきている気がします。安倍政権の頃、6月に骨太の方針が出て、その月に骨太各官庁が8月末に提出する概算要求に税制

改正案が盛り込まれるようになりました。そして10月末に自民党税調がキックオフし、議論が進められて12月半ばに税制改正大綱が出るという議論の中で、自民党税調が省庁の税制改正案を検討する場になっていくと感じています。

木原 税制については税理士の皆さまが専門ですが、政策の最も重要な柱です。従来は財務省と総務省が主導している自民税調でしか議論できなかったものが、例えば今年1月から始まった新NISAは、10年来恒久化したいと言ってきたのですが、それが今回なぜ動いたかという点、2022年5月にロンドンのシティで総理が恒久化すると先に宣言したからです。フローとストック両方の所得を増やすというのが新しい資本主義のコンセプトであり、その実現のためにNISAの恒久化を総理が先に言って実現したということだと思います。実は今回の定額減税もそうですし、先ほど平議員が発言されたIRA型の投資減税も、総理は6、7月から宣言をしております。

そういう意味では、自民党税調が云々というよりも、政権の意思を租税の分野でも示すようになったと理解しています。

平 国会議員は税制の議論になると、各方面から要請があり、減税に関する発言が多くなります。一方で党税調では簡単に減税ということにはなりません。大

事なことは、6月の政府の成長戦略や骨太の方針に盛り込むことで、そのためには逆算して政治のカレンダーに載せる必要があります。ですから、例えば木原議員や私が思いつきで言っても党税調がゴーサインするほど甘くないので民主主義のプロセスの中で、専門性をもった議論を重ねた上で、改正項目として取り上げられることとなります。

税理士の方々からいただく税制改正要望は継続案件が多いので、ちゃんと組上に載ります。

湊 少し戻りますが、定額減税について実務家、税理士の立場から大畑部長、ご意見をお願いします。

大畑部長 定額減税は前評判としては非常に複雑で、分かりにくい制度だといわれていました。国税庁の資料によると、減税の計算を行う、減税しきれない分については自治体からの給付になることが理解できているので、是非参考にしてほしいと思います。

■賃上げ税制について

湊 実務に即したアドバイスがありとうございませう。では次に、新しい資本主義の賃金に関連して、賃上げ税制について議論したいと存じます。

赤字企業であっても5年間の繰越ができる一方で、毎年賃金を上げていかなければならないという要件もあります。大畑部長に今回の改正についてご意見をお伺いします。

転嫁対策を強力に推進していただきますので、引き続き、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

湊 是非よろしくお願いたします。

■法人版事業承継税制について

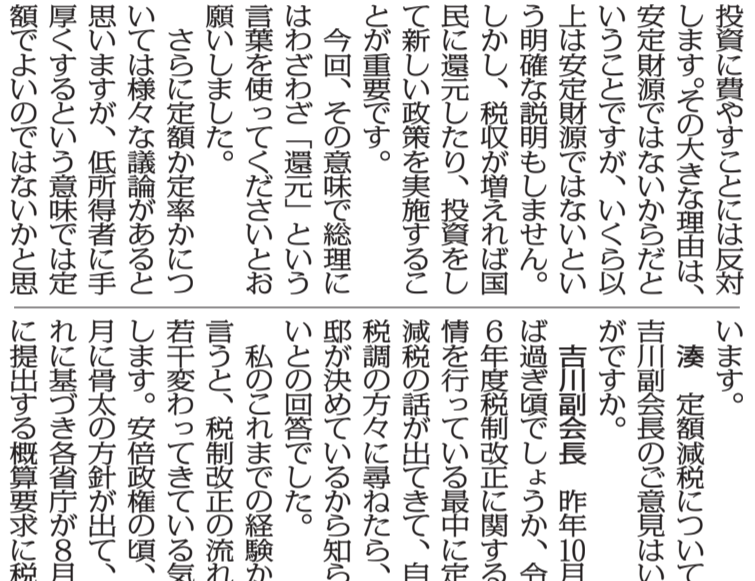
湊 続きまして、法人の事業承継について触れていきます。

本連盟でも令和6年度税制改正要望で、特例承継計画の提出期限の延長を求めた結果、2年間の延長が決まりました。ただし、法人版事業承継税制については、令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。と明記されましたので、今後は別の事業承継対策が必要ではないかと思うのですが、吉川副会長ご意見ございますか。

吉川 次の措置は、例えば、小規模宅地の評価減と同様に、非上場株式を評価減としてほしいとの意見もあると思えます。ただし、その場合は相続税を現行の遺産課税方式を遺産取得課税方式に変更させるを得ないのではないかと思っています。

大畑 大畑部長、税理士会の検討状況はいかがでしょうか。

大畑 まず現状の納税猶予制度の利用者が多いという実績があります。ただし、贈与者が亡くなった場合は相続に切り替わって、また相続税が猶予になるなど中々終結しないということも不安要素があります。



討論するパネリスト







令和5年度税務支援視察の実施一覧(実施日順)  
(敬称略)

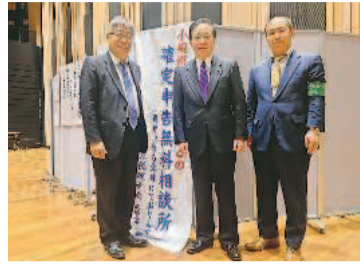
日付	曜日	視察者	党派	選挙区	会場
1月23日	火	下村 博文	自民	11区	下赤塚地域センター
1月24日	水	長島 昭久	自民	18区・比	多摩市 多摩西会議室
1月26日	金	小倉 将信	自民	23区	忠生市民センター
1月29日	月	落合 貴之	立憲	6区	梅丘パークホール
1月30日	火	平沢 勝栄	自民	17区	金町地区センター
		小田原 潔	自民	21区	稲城市 地域振興プラザ
1月31日	水	松島みどり	自民	14区	墨田区緑コミュニティセンター
2月1日	木	若宮 健嗣	自民	5区・比	三茶しゃれなあど
		平 将明	自民	4区	入新井集会室
2月2日	金	白 眞勲	立憲	元職 参・全国比例区	豊島区役所
		長島 昭久	自民	18区・比	府中市市民活動センター プラッツ
		伊藤 達也	自民	22区	三鷹市公会堂「さんさん館」3階
2月5日	月	阿部 司	維新	12区・比	北とびあ 7階第一研修室
		石原 宏高	自民	3区・比	大井町きゅりあん、スクエア荏原
2月6日	火	石原 伸晃	自民	元職 8区	久我山会館、セシオン杉並
		青木 愛	立憲	参・全国比例区	北とびあ 7階第一研修室
2月7日	水	辻 清人	自民	2区	台東区民会館8階 第2会議室、月島特別出張所
		高木 啓	自民	比例東京	北とびあ 7階第一研修室
		山田 美樹	自民	1区	パレスサイドビル1階 東玄関、戸塚地域センター、若松地域センター
2月8日	木	土田 慎	自民	13区	足立区役所1階ホール
		丸川 珠代	自民	参・東京	高輪区民センター
2月9日	金	鈴木 隼人	自民	10区	豊島区役所5階509・510号室、大塚地区活動センター
		海江田万里	立憲	1区・比	戸塚地域センター、若松地域センター
2月9日	金	井上 信治	自民	25区	福生市役所、羽村市役所
2月19日	月	海江田万里	立憲	1区・比	主婦会館プラザエフ、万世橋出張所
2月26日	月	山田 美樹	自民	1区	神田支部事務局

# 税理士の役割をPR

## 国会議員が税務支援を視察

本連盟の推薦国会議員等に税理士の税務支援事業への理解を深めてもらうため、今年も東京税理士会が実施している税務支援の会場視察を実施した(延べ23議員、35会場)。

【写真は日付順】



1月24日 長島昭久議員



1月23日 下村博文議員



1月30日 平沢勝栄議員



1月29日 落合貴之議員



1月26日 小倉将信議員



2月1日 若宮健嗣議員



1月31日 松島みどり議員



1月30日 小田原潔議員



2月5日 石原宏高議員



2月5日 阿部司議員



2月2日 伊藤達也議員



2月2日 白眞勲前議員



2月2日 平将明議員



2月7日 山田美樹議員



2月7日 高木啓議員



2月7日 辻清人議員



2月6日 青木愛議員



2月5日 石原伸晃前議員



2月9日 井上信治議員



2月8日 海江田万里議員



2月8日 鈴木隼人議員



2月7日 丸川珠代議員



2月7日 土田慎議員

### 日税グループ

(税理士界一筋おかげさまで50周年)

株式会社 日税ビジネスサービス

株式会社 日税不動産情報センター

株式会社 共栄会保険代行

株式会社 日税サービス

株式会社 日税経営情報センター

株式会社 日税信託



### 「税理士とその関与先のために」

この経営理念のもと、日税グループは創業以来、各種商品やサービスをワンストップで提供してまいりました。



ホームページはこちら





出石神社(兵庫県)

私のスナック

川邊 憲一 (杉並)

**神社巡り**  
 神社巡りをしているといふのは、近ごろは旅行を兼ねて地方の神社も巡るようになり、目標を持ち全国の一宮と呼ばれる神社を巡ってあります。私の神社巡りは日頃の疲れをとるためのもの。よって歴史的考察はあまりしません。

最初は都内中心でしたが、近ごろは旅行を兼ねて地方の神社も巡るようになり、目標を持ち全国の一宮と呼ばれる神社を巡ってあります。私の神社巡りは日頃の疲れをとるためのもの。よって歴史的考察はあまりしません。

今年(乙未)を迎える年と考えると、そういえば昨年(甲辰)と似た体調不良だったり、休みが思うように取れなかったり、税務調査だったり、繁忙期を迎えた時期に無料相談の当番が入った(これは担当部長の意向したものかもしれないが)、あとトリバウンドもした。

血液型占いかは全く信じていないが、厄年というのは、いわゆる老化的曲がり角的なもので昔から感性的にそのくらの年代で何かしら悪い影響が出やすいので注意すべきということの警告だろうというところで割と信ずるに値する。



12月中旬頃に東京国税局インボイス登録センターから一本の電話が掛かって来ました。「〇〇様のインボイスの取り下げ書の件です。把握②減税額の確定③減税の実がセンターに到着したのが10月2日のため取り下げが出来ないので、その連絡です」

一瞬なんのことか、全く分かりませんでした。提出した記憶がないのです。確認したところ〇〇様が提出していたこのペンダーは今頃頭を悩ませていたのだらう。そして事業者と我々税理士さんに電話したそうだと考え、逆に取り下げが出来たらと受け入れていた。

業界の声を政治に伝える手段の強化が必要と感ずる。(板橋・小篠)

編集点描

**税理士後援会の活動**

R5.12.19 伊藤達也を囲む税理士の会総会及び警視庁本部員学会 白眞勲後援会総会

R6.2.2 税理士による 税理士後援会総会

R6.2.2 すがわら一秀 さつき後援会総会・研修会

R6.2.21 税理士による片山 後援会第16回定時総会

R6.4.4 小池ゆりこ税理士 後援会第16回定時総会

**ほのぼの喫茶室** [エキサイティングな旅行?]

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ

ゴールデンウィークは近場で楽しむはとバスツアーに申し込みました

海外旅行も考えたけど今円安だからね...

浅草も見飽きた。ちやつたなあ。やっぱり海外でエキサイティングな体験したかった!

大丈夫 国内旅行も充分エキサイティングだって

もう! 政治はもつと国民に寄り添うべきよ!

政治の中心にエキサイティングになるでしょう?

**Ai-OCRで 会計業務をもっと楽に!**

証憑書類をデジタル化  
 AIが仕訳を生成  
 通帳・クレジットカード読取

日本ICSが選ばれる理由

- インボイス制度対応
- 電子帳簿保存法完全対応
- 顧問先とクラウドでデータ共有

無料 資料請求受付中

原票会計Sシリーズ × 財務処理db

日本ICS TIS INTEC Group

東京営業所 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル14F TEL 03-5909-3838

https://www.icsics.co.jp/contact





直営売店で利用できる

# 組合員・準会員特別優待券及び新規加入優待券の期限切れにご注意ください

## 有効期限は2024年6月28日(金)



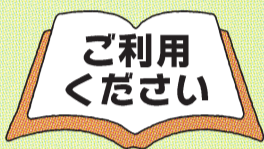
優待券は、直営売店での書籍購入(ホームページ・FAX注文/会員研修会会場での出張販売等含む)のほか、「会則3時間」組合員等研修会を会場で受講される際もご利用いただけます。

※研修会の開催情報につきましてはホームページをご確認ください。

東税協ホームページ「研修会」



※2024年度発行の新規加入優待券の有効期限は2025年6月30日(月)です。



業務に役立つ専門図書や東京会参考書式が充実

# 東税協直営売店

組合員・準会員の皆様へ **3つの特典**

### 1. 一部の商品を除き定価の10%割引

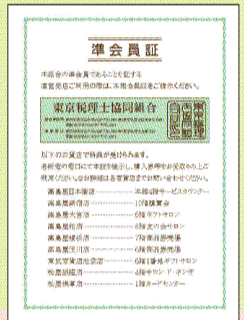
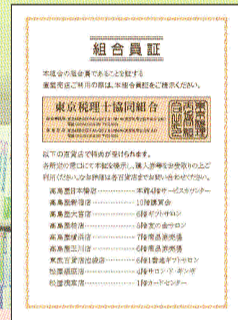
QRコード決済(PayPay、d払い、au PAY、R Pay)を導入しました。現金、クレジットカード、交通系ICカードでのお支払いに加え、QRコード決済でも10%割引が適用されます。

※店頭販売のみ。なお、交通系ICカードは優待券との併用はできません。

### 2. 1回のお買い上げ金額10%割引後、税込5,000円以上は送料無料で優待券ご利用の場合は、差し引き前金額が税込5,000円以上で送料無料でとなります。

### 3. 代金後払いサービス

優待券をご利用いただけます(有効期限内に必着かつ発送可能な商品に限ります)。ホームページ・FAXにてご注文ください。



直営売店をご利用の際は**組合員証・準会員証をご提示ください**  
直営売店の利用実績を支所交付金に反映させるために組合員証・準会員証のご提示が必要となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

## 東税協共栄会の事業

組合員・準会員に加え、関与先様等にもご利用いただけます

全国226営業センター<sup>※</sup>のネットワークで不動産の売買・購入・賃貸のお取引をサポート

※2024年2月1日現在

### すみふの仲介ステップ

Point!

不動産売買に関する紹介料と税理士様ご本人の割引率が変更になりました

関与先様等をご紹介いただき、不動産売買成約時の紹介料が15%から25%へ、税理士様ご本人がご利用時の割引率が20%から25%へ、それぞれ**有利な規定**に変更されました。

「紹介(査定)カード」を利用ください。

「紹介(査定)カード」は本組合HPからダウンロードできます。ご記入の上、FAXまたはメール送信してください。



住友不動産販売

0120-166-100

営業推進室 営業時間:9:00~17:50(平日)

新築・建替え・土地探し・土地活用のことなら

## HEBEL HAUS

ヘーベルハウス

組合員、準会員には、提携割引の適用あり!  
建物本体工事費の**2%を割り引き**いたします。

※消費税及び付帯工事費一式を除きます。

※上記特典をご利用頂く場合、事前に紹介カードの発行が必要となります。

※紹介カード発行前に既に同社と商談が進んでいる場合、上記の特典は適用外となります。

関与先様をご紹介ください

関与先様をご紹介いただき、契約・着工・引渡した場合、**規定のご紹介手数料をお支払い**します。



「紹介カード」ダウンロード

旭化成ホームズ株式会社 東京法人支店 営業課:松本

☎03-3296-3810 (携帯)070-3811-3357 ※火曜・水曜は定休日を頂いております。

## 東京税理士協同組合

営業時間/AM9:00~PM5:00  
月曜~金曜(祝日、年末年始を除く)

書籍のご注文もHPから承ります  
<https://www.tozeikyo.or.jp>



### 組合事務局

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1  
東京税理士協同組合会館  
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



### 直営売店

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6  
東京税理士会館1階  
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

